

大子町暮らしの手引き

Daigo

Living Guidebook



Welcome to Home Town

めぐる、
くらす。
大子

目次

はじめに	妊娠期	14
大子町での生活をはじめるに当たって	出産	15
行政からの情報を得るために	乳児期	15
生活環境	幼児期	16
水道	学童期思春期	17
ごみ	健康福祉	
浄化槽	健康づくり	18
ペット	福祉介護	19
蜂被害	生涯学習	
住居	生涯学習	20
公共交通	産業	
しごと	農林業	22
届出	商工業	22
届出	防災	
税年金保険	防災	23
税	相談窓口	
国民年金	相談窓口	24
国民健康保険	連絡先	
子育て教育	連絡先	25
妊娠前		14

大子町での生活をはじめるに当たって



1 基本的な考え方

身の回りの問題は、まず個人や家族が解決にあたり（自助）、個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助）、それができない問題は行政が解決します（公助）。

3 引越し挨拶のアドバイス

- (1) 区長へ挨拶をし、班長を紹介してもらう。
- (2) 班長へ挨拶をし、班員を紹介してもらう。
- (3) 班員に挨拶をする。

地区により異なることもありますので詳細は区長や班長にご確認ください。

4 診療科の案内

町内の病院・医院の診療科目は次のとおりです。

※診療時間や診療日がそれぞれ異なりますので、詳しくは、各病院等へお問い合わせください。

久保田病院：

内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科（人工透析）・麻酔科・消化器外科・内視鏡科・肛門外科

袋田病院：内科・精神科・神経科

慈泉堂病院：

内科・外科・小児科・泌尿器科・婦人科・眼科・リハビリテーション科・麻酔科・胃腸科・肛門科・整形外科

岩佐医院：内科・小児科・産婦人科

保内郷メディカルクリニック：

内科・外科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・麻酔科（緩和ケア含む）・消化器科・循環器内科

吉成医院：内科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科

行政からの情報を 得るために

1 広報誌

総務課：0295-72-1114



行政からの情報をお伝えするため、「広報だいが（毎月20日発行）」と「お知らせ版（毎月5日、20日発行）」の2種類の広報紙を発行しています。これらの広報紙は行政連絡班を通じて各世帯に配布されます。また、町内の医療機関、金融機関、スーパー、コンビニエンスストア、各地区のコミュニティセンター等にも備え付けてありますのでご利用ください。大子町公式ホームページから閲覧することもできます。



2 大子町公式ホームページ

まちづくり課：0295-72-1131

住民の皆様が必要とする情報を提供するため、大子町では公式のホームページを開設しています。

URL: <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>



大子町公式
ホームページ



4 大子町公式アプリ

まちづくり課：0295-72-1131



町の行事やごみの収集日等をお伝えするため、スマートフォン向け公式アプリを配信しています。スマートフォン（iOS、Android）をお持ちの方は、ご活用ください。インストールは、App Store や Play ストアから「大子町」でご検索ください。



3 緊急告知 FM ラジオ

総務課：0295-72-1114



行政情報を始め、災害等（火災、犯罪の発生等含む。）の緊急時に被害状況や避難情報を伝達するため、各世帯に緊急告知 FM ラジオを配布しています。平時には、「FM だいが」の放送を聴くことができ、緊急時には電源が入ってなくても自動的に起動し災害情報等を放送します。電波が入りにくい、聞き取れない等の場合は総務課にお問い合わせください。なお、平時は電源プラグに差し込んで使用し、乾電池は非常時に使用できるようお願いします。



生活環境

水道



1 水道開栓及び停止

水道課：0295-72-2221

町営水道のある家屋に入居し、水道を使用するときやこれまで使用していた町営水道を停止するときは、届出（水道使用（異動）届）を記入して、3日前までに提出してください。また、土・日曜日、祝日は、お手続きできません。お早めに水道課へご連絡ください。

2 個人住宅給水管設置助成金

水道課：0295-72-2221

個人が町水道を引く場合で、個人住宅のメーター器までの工事費が10万円を超える場合、超える金額の2分の1の金額（限度額30万円）を助成します。詳しくは、水道課へお問い合わせください。

3 町指定水道事業者

水道課：0295-72-2221

町が管理する水道本管から住宅への引き込み管布設、住宅内外の給水管の改造、台所、ボイラー、トイレ等給水器具の交換、水漏れの修理等は、町が指定した事業者が行うことになっています。無指定事業者が修理等を行うことは違法行為となります。工事が必要なときは、町指定水道事業者へ直接申し込んでください。なお、町指定水道事業者は、ホームページで確認するか、水道課へお問い合わせください。

4 水漏れの早期発見と確認

水道課：0295-72-2221

配水管等の老朽化に伴い漏水事故が増えています。前月に比べ極端に水道の使用料が増えた場合は、地中や床下等の見えないところで水が漏れている可能性があります。全ての蛇口を閉じた状態で水道メーターのパイロット（回転こま）を目視しパイロットが回転していないか確認してください。全ての蛇口を閉じているのにパイロットが回転していた場合は、どこかで水が漏れています。町指定水道事業者に依頼し修理をしてください。

また、見えない部分で漏水があり修繕が遅れて水道料金が増えたときは、水道料金の減額制度があります。詳しくは、水道課にお問い合わせください。

5 飲用井戸水の水質検査について

一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター：029-306-9086

飲用井戸水は、設置者が自己責任により管理するものです。水質検査を行い安全性を確認し利用してください。また、年に1度は水質検査を

受けることをお勧めします。詳しくは、一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターにお問い合わせください。

ごみ

1 分別収集と減量化

環境センター：0295-72-3042

町では燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（14分別）で収集・処理を行っています。各世帯に配布した「ごみ分別収集日割り表」を見て間違えないように出してください。ごみを適正に分別することにより資源の有効利用と、焼却施設での処理効率の向上等になります。必ず分別して出してください。



2 生ごみ処理容器等購入等補助金

生活環境課：0295-76-8802

生ごみ処理容器や生ごみ減量化機器の購入等に対し助成をしています。詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。

浄化槽

1 浄化槽

生活環境課：0295-76-8802



浄化槽には水洗トイレ汚水だけを浄化する「単独処理浄化槽」と、水洗トイレ汚水と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）を合わせて浄化する「合併処理浄化槽」があります。現在、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。単独処理浄化槽が設置されている場合でも、生活排水処理を目的とし、合併処理浄化

槽への転換を推進しています。また、町では、浄化槽を設置から維持管理まで行う「太子町浄化槽整備事業」を行っています。設置時の負担額（工事費）も軽減され、町が使用料を徴し正しい維持管理を行うことにより良好な放流水質が確保されます。詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。

ペット

1 犬の登録と予防注射

生活環境課：0295-76-8802

犬の飼い主は、狂犬病予防法の規定により、その犬について、登録と狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。なお、犬種等による例外はありません。また、登録犬が死亡又は所在や飼い主に変更があった場合は町へ届け出てください。詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。



2 犬猫に関する情報

茨城県動物指導センター：0296-72-1200

飼っている犬や猫がいなくなってしまった方及び飼い主の分からない犬や猫を保護している方等は、茨城県動物指導センターにご連絡ください。

蜂被害

1 蜂の駆除

生活環境課：0295-76-8802



スズメバチによる危害を防止し、生活の安全を図るため駆除業者に委託しスズメバチの巣の駆除を行った方に補助金を交付しています。

住居

1 子育て支援住宅

建設課：0295-72-2611

「子育てを行う世帯のための住宅」をコンセプトに、これまでにない戸建型でそれぞれ個性的な町営住宅を建設しています。入居については広報紙等で募集を行います。



2 子育て世帯住宅建設助成金

建設課：0295-72-2611

太子町内に住宅を新築・増改築する子育て世帯向けに助成金を交付しています。

3 住宅リフォーム助成金

建設課：0295-72-2611

太子町内の住宅をリフォームする方に助成金を交付しています。

4 木造住宅建設助成金

建設課：0295-72-2611

太子町内に地域材を使用した住宅を新築・増改築する方に助成金を交付しています。



5 薪ストーブ設置補助金

まちづくり課：0295-72-1131

森林資源の利活用を促進し、低炭素社会の構築及び地域林業の活性化に寄与するため、薪ストーブ等を設置する方に補助金を交付しています。

6 空き家バンク制度

まちづくり課：0295-72-1131

空き家を売りたい方・貸したい方と買いたい方・借りたい方のマッチングを町で支援しています。空き家所有者の方で売りたい方・貸したい方又は空き家を買いたい方・借りたい方はご相談ください。



公共交通

1 公共交通一覧

まちづくり課：0295-72-1131

町内には次の公共交通機関があります。
時刻表などは、各機関にお問い合わせください。



【電車】

JR 水郡線 JR 東日本



【バス】

路線バス	茨城交通株式会社	0295-72-0428
高速バス	茨城交通株式会社	0295-72-0428
町民無料バスみどり号	茨城交通株式会社	0295-72-0428
	まちづくり課	0295-72-1131



【タクシー】

茨城交通株式会社大子営業所	0295-72-0055
茨城交通株式会社袋田営業所	0295-72-2835
有限会社滝交通	0295-72-0073
有限会社ドリーム	0295-76-0313



しごと

1 しごと

観光商工課：0295-72-1138

厚生労働省茨城労働局・ハローワーク常陸大宮等と連携し、雇用対策に取り組んでいます。

①ハローワーク常陸大宮の求人情報を役場 HP、役場 1 階ロビー及び 2 階観光商工課にて提供（毎週月曜日更新）、②ハローワーク常陸大宮による巡回労働相談を中央公民館にて開催（毎月第 2 金曜日）、③茨城労働局との連携による各種セミナーの開催 等
詳しくは役場 HP 又は観光商工課にお問い合わせください。

届出

届出

1 戸籍

町民課：0295-72-1112

戸籍は、出生から死亡に至るまでの人生のさまざまな変動を記録し、個人の身分関係を証明する公簿です。夫婦と結婚していない子どもを単位にして一戸籍が作成されます。出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・養子縁組のように戸籍に変動が生じたら速やかに届出をしてください。
なお、届出については、土・日曜日、祝日、夜間でも受付けています。

2 住民記録

町民課：0295-72-1112

住民登録をすると住民基本台帳が作成され、居住関係を証明する各種証明や選挙、保険、年金、児童手当、就学など、住民としての権利義務関係の基礎として使用されます。
転入・転居・転出・世帯変更のように住所や世帯に変更があった場合は、必ず定められた期間内に正しく届出を行ってください。

3 印鑑登録

町民課：0295-72-1112

印鑑登録証明書は不動産の登記、車の登録、売買契約、相続、公正証書の作成などに欠かせない極めて大切なものです。登録した印鑑や印鑑登録証は慎重に取り扱ってください。

【登録できる印鑑】

一辺 8mm から 25mm の正方形に収まるもので印面が変形しにくいもの。なお、文字は、住民基本台帳に登録されている氏名、名、あるいは氏と名の一部を組み合わせたものに限られます。

【登録できる人】

大子町に住民登録している方（ただし成年被後見人、15 歳未満の方を除く。）

【登録手続】

登録する印鑑と本人を確認できる書類（官公署発行の免許証や許可証、身分証明書などで顔写真貼付のもの）を持参の上、町民課までお越しください。なお、代理人の場合は、委任状及び代理人の認印が必要であること、即日交付ができないことにご留意ください。

4 パスポート

町民課：0295-72-1112



大子町に住民登録がある方に対し、パスポートの申請・交付を行っています。

※申請から受領までの期間は、土・日曜日、祝日・年末年始を除いて 8 日目以降です。

【必要書類】

一般旅券発給申請書（10 年用・5 年用）※町民課窓口にあります。写真 1 枚（6 か月以内に撮影されたもの）本人を確認できる書類、戸籍抄本又は謄本、前回発行の旅券

【手数料】

10 年旅券 16,000 円、5 年旅券 11,000 円、12 歳未満・記載事項変更旅券 6,000 円

5 マイナンバー 町民課：0295-72-1112

【通知カード】

通知カードとは、一人一人のマイナンバー（個人番号）をお知らせするためのカードです。通知カードは紙製のカードで、本人確認書類として使用することはできません。通知カードは、各行政機関の手続等に必要となりますので、大切に保管してください。紛失などによる再交付手数料は有料です。

【マイナンバーカード】

マイナンバーカード（個人番号カード）とは、希望する方が取得できるカードです。マイナンバーカードは、プラスチック製の IC チップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）、顔写真等が表示されます。申請方法については、下記をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



※マイナンバーカードイメージ

6 コンビニ交付 町民課：0295-72-1112

マイナンバーカードを利用して証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）から取得できます。

【利用できる店舗】

セブンイレブン、ローソン、サークル K、サンクス、セブオン、守谷市庁舎、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、日本郵便、ポプラ、イオンリテール、ウエルシア薬局

※町内では、セブンイレブン、上小川郵便局で利用できます。

【利用可能時間】

6:30 ～ 23:00（12月29日～1月3日を除く。）

【取得できる証明書】

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税（非課税）所得証明書

8 証明書発行手数料 町民課：0295-72-1112



- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| ・戸籍謄・抄本
（全部・個人事項証明）
1通 450円 | ・戸籍の附票（全部・一部証明）
1通 300円 | ・臨時運行（仮ナンバー）
1件 750円 |
| ・除籍・原戸籍謄・抄本
1通 750円 | ・印鑑登録証明書
1通 300円 | ・その他の戸籍に関する証明
1通 350円 |
| ・住民票の写し
1通 300円 | ・印鑑登録
1件 300円 | ・その他の諸証明
1通 300円 |
| | ・身分証明書
1通 300円 | |

7 委任状の書き方 町民課：0295-72-1112

委任状は、委任する方の意思が確認できる内容であれば、用紙、書式は問いませんが、必ず次の内容について記載してください。

- ・委任する方の住所、氏名（自筆）、生年月日、委任者の押印（認印可）
- ・代理人（委任される方）の住所、氏名
- ・委任する内容（例：住民票の写し、戸籍謄、抄本の請求及び受領、転入、転出、転居届出等）

税年金保険

税

1 町県民税 税務課：0295-72-1116

個人住民税（町民税）は、1月1日現在町内に住んでいる方で、所得（前年中の収入）のある方に課税します。

なお、住民税には、所得の多少にかかわらず負担する均等割と、所得の金額に応じて負担する所得割があります。

また、賦課徴収の方法は、年4回で納める普通徴収と給与又は年金から差し引いて納める特

別徴収があります。

課税については、適正な課税を行うため毎年3月15日までに、住民税の申告書を町に提出することになっています。

なお、次の方は申告する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告を税務署にする方
- (2) 給与所得のみで、給与支払報告書が事業所などから町に提出されている方

2 法人町民税 税務課：0295-72-1116

法人住民税は、町内に事務所又は事業所のある法人が、中間・確定申告書の提出により申告納付します。法人住民税には、資本金と従業員数による均等割と、各事業年度の所得に応じた法人税額を課税標準とする法人税割があります。申告期限は、中間申告が事業開始の日から6か月を過ぎた日の翌日から2か月後、確定申告が事業決算の日の翌日から2か月後です。

3 固定資産税 税務課：0295-72-1116

固定資産税は、1月1日現在、町内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を持つ個人や法人に対し課税されます。

なお、固定資産の評価額は、国が定めた評価基準に基づいて町が評価し、原則として3年ごとに評価替えを行い価格を決定しています。土地の地目変更や家屋の新築、増築等が生じた場合には、新たに評価を行って価格を決定します。家屋を取り壊したり、新築、増築等した場合は届出が必要となります。

4 町たばこ税 税務課：0295-72-1116

たばこ税は、購入したお店がある都道府県や市町村の税収になります。たばこはできるだけ町内の販売店で購入しましょう。



5 軽自動車税

税務課：0295-72-1116



4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に対し、1年分が一括して課税されます。年度途中で廃車しても減税はされませんので、使用しなくなった場合には3月31日までに廃車の手続きを行ってください。

なお、軽自動車の車検に必要な納税証明書は、納税通知書と一緒にありますので大切に保管してください。

町で登録・廃車ができるのは、125cc以下のバイクと小型特殊軽自動車の一部だけです。

125ccを越えるオートバイは、関東運輸局茨城運輸支局（TEL 050-5540-2017）、軽自動車（4

輪又は3輪）は、軽自動車検査協会茨城事務所（TEL 050-3816-3105）での手続となります。

【登録に必要なもの】

1. 販売証明書又は譲渡証明書
2. 印鑑
3. 届出者の本人確認書類（免許証など）

【廃車に必要なもの】

1. ナンバープレート
2. 標識交付証明書
3. 印鑑
4. 届出者の本人確認書類

国民年金

1 被保険者と加入手続

町民課：0295-76-8125

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は、職業などによって次の3種類に分かれます。種類は一生同じではなく、ライフスタイルによってその都度変わります。

【第1号被保険者】

20歳以上60歳未満の学生、フリーター、農業、自営業、無職の方など

【第2号被保険者】

会社等に勤めている方

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60未満の配偶者

【任意加入被保険者】

60歳以上65歳未満で過去に未納期間のある方、又は65歳以上で納付期間が不足し年金受給資格のない方（70歳までの間で受給資格を満たすまで）

2 年金給付の種類

町民課：0295-76-8125

国民年金加入者は、次の3種類の基礎年金を受けることができます。

【老齢基礎年金】

20歳から60歳までの40年間、保険料を納めると、65歳から満額の老齢基礎年金を受けることができます。

【障害基礎年金】

加入中の事故や病気で障がいが残ったときは、障がいの程度により障害基礎年金が受けられます。

【遺族基礎年金】

加入中に死亡した場合、遺族の方に遺族基礎年金が支給されます。

国民健康保険

1 加入する人

町民課：0295-76-8125

後期高齢者医療制度に加入している方や職場の健康保険に加入している方及び生活保護を受けている方などを除いて、町内に住んでいる方は全て国保の加入者（被保険者）になります。

また、次の場合は、必ず届出を行ってください。

【加入するとき】

- ・他市町村から転入したとき。
- ・職場の健康保険をやめたとき。
- ・生活保護を受けなくなったとき。
- ・子どもが生まれたとき。

【やめるとき】

- ・他市町村に転出したとき。
- ・生活保護を受けることになったとき。
- ・死亡したとき。

【その他】

- ・住所、世帯主、氏名が変わったとき。
- ・世帯が分かれたり一緒になったりしたとき。
- ・保険証を無くしたりしたとき。
- ・子どもが通学等のため他市町村に住所を移すとき。

2 給付等

町民課：0295-76-8125

【医療機関にかかる場合】

医療機関等の窓口で保険証を提示すれば年齢等に応じた負担割合で診療を受けることができます。

【全額自己負担した場合】

一旦全額自己負担した場合（やむを得ず保険証を持たずに診療を受けた場合）は、国保担当窓口に申請し、審査で決定すれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。

【第三者から傷病を受けた場合】

交通事故の被害に遭うなど、第三者から傷病を受けたときは、第三者行為による傷病届を提出してください。

【高額療養費】

同一被保険者が同じ月に同じ医療機関等に支払った自己負担分が一定額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。申請時に領収書が必要になりますので大切に保管してください。

【その他】

出産育児一時金、葬祭費の支給、脳ドック健康診査の助成などでも国保から支給が受けられます。町民課国保担当へお問い合わせください。

3 減免措置

町民課：0295-76-8125

不慮の災害や失業、事業の休廃止、疾病等により保険税の納付が困難となった場合は、町が定める基準により保険税を減免します。

子育て教育

妊娠前

1 だいき婚活支援ネットワーク

だいき婚活支援ネットワーク：
090-7209-4152

独身者の結婚活動を支援するため、結婚に向けた出会いの場を創出する登録制の「だいき婚活支援ネットワーク」設置しています。婚活パーティーや交流イベント等に参加するのは苦手という方、第三者に相談に乗ってもらいながら腰を据えて結婚相手を探したいという方は、ぜひご登録ください。素敵な出会いのきっかけ作りをお手伝いします。

2 結婚新生活応援補助金

まちづくり課：0295-72-1131



新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助（最大 72 万円）し婚姻に伴う新生活を応援しています。

【対象となる経費】

- (1) 住居費（新築・購入）
- (2) 住居費（賃貸）
- (3) 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- (4) 引越費用（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費等）

3 不妊治療費助成

健康増進課：0295-72-6611

不妊治療（体外受精及び顕微授精）の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

4 妊娠前予防接種の無料化

健康増進課：0295-72-6611

妊娠を希望する女性等は、風しんの予防接種が無料で受けられます。

妊娠期

1 母子健康手帳

健康増進課：0295-72-6611

妊娠していることがわかったら、健康増進課（保健センター内）に妊娠届を提出してください。母子健康手帳の交付及び健康相談を行っています。母子健康手帳には、妊娠の経過からお子様が小学校に入学するまでの成長を記録します。また、予防接種の記録は、進学や就職時に使用することもありますので、大切に保管してください。

2 子育て応援情報誌の配布

福祉課：0295-72-1117

母子健康手帳交付時に子育て支援策等を網羅した情報誌「げんき」をお配りしています。



3 妊婦健診及び産婦健診の無償化

健康増進課：0295-72-6611

妊産婦受診票を交付しています。この受診票を使うことで、妊婦健康診査が全て（標準 14 回）、産婦の健康診査 2 回が全額公費負担で受けられます。県外で健康診査を受ける場合は、償還払いの申請が必要になりますので事前にご相談ください。

5 妊娠中の予防接種無料化

健康増進課：0295-72-6611

季節性インフルエンザの予防接種が無料で受けられます。

4 パパママ教室

健康増進課：0295-72-6611

妊娠から出産までの経過や、食事などの日常生活、育児などについて、保健師と管理栄養士による講話や体操、妊婦さん同士の情報交換の場を設けています。詳しくは、お問い合わせください。

6 母子手帳アプリすくすくダイアリー

健康増進課：0295-72-6611

スマートフォンやパソコンを利用して、育児の記録や登録・管理ができる母子手帳アプリを提供しています。

出産

1 新生児すくすく祝金

福祉課：0295-72-1117



将来を担う子どもの健やかな成長を願うとともに、子どもを生み育てやすい環境づくりのため、お子様が誕生された方に祝金を支給しています。支給額は、第 1 子 10 万円、第 2 子 20 万円、第 3 子以降 30 万円です。支給の窓口は福祉課になります。

2 産後ケア

健康増進課：0295-72-6611

出産後 3 か月未満のお母さんと赤ちゃんで、育児のサポートが受けられない、心身の不調や育児の不安がある方を対象に、産科施設の日帰り又は宿泊利用ができます。詳しくは、お問い合わせください。

乳児期

1 乳児健診の無償化

健康増進課：0295-72-6611

乳児の健康診査が生後 1 か月、生後 3 ～ 6 か月、生後 9 ～ 11 か月の 3 回全額公費負担で受けられます。県外で健康診査を受ける場合は、償還払いの申請が必要になりますので事前にご相談ください。

2 医療費の無償化

町民課：0295-76-8125



0 歳から 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までのお子様が健康保険証を使用して医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分の全額を助成します。

3 チャイルドシート購入費助成

生活環境課：0295-76-8802

チャイルドシートの普及促進と乳幼児の交通事故防止のため、チャイルドシートを購入した方に補助金を交付します。

5 子育て支援センター

子育て支援センター：
0295-72-1120

地域における子育て親子の交流を促進し、子育て不安の解消や子どもの健全な育成を図るため、「子育て支援センター」を開設しています。

7 一時保育によるサポート

だいが保育園：0295-72-0345
池田保育園：0295-72-2295

一時的にお子様をお預かりする一時保育事業を「だいが保育園」「池田保育園」で実施しています。

4 任意予防接種の無料化

健康増進課：0295-72-6611

ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチン、季節性インフルエンザの予防接種を無料で受けられます。

6 ファミリー・サポート・センター

子育て支援センター：0295-72-1120

仕事や家庭の都合で育児の手助けをしてほしい方（利用会員）と心身ともに健康で子育てに意欲と理解があり、育児の手助けをしたい方（協力会員）が、お互いに助け合い、育児のサポートを行う会員同士の相互援助活動に取り組んでいます。

8 病児病後児保育

福祉課：0295-72-1117

お子さんが病気療養中又は病気の回復期にあり、保護者が勤務の都合等により家庭での保育や集団保育が困難な状況にあるときに、町が委託する医療機関でお子さんを一時的にお預かりする事業です。

詳しくは、お問い合わせください。

幼児期

1 ブックスタート

健康増進課：0295-72-6611

子どもたちの豊かな心と言葉を育てるために、1歳から3歳まで子どもたちに絵本をプレゼントしています。



2 保育所幼稚園の無料化

教育委員会事務局：0295-79-0170
福祉課：0295-72-1117

保育所保育料及び幼稚園授業料の無料化を実施しています。



学童期思春期

1 教材の無償給付

教育委員会事務局：0295-79-0170

小学校や中学校の授業で使用する、副読本や解説書、参考書など、町が無償で給付しています。

2 学校給食費の無料化

教育委員会事務局：0295-72-0649

学校給食費の無料化を実施しています。



3 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

福祉課：0295-72-1117
教育委員会事務局：0295-72-1148

町内の小学校に就学している児童を対象に保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、家庭に代わる生活の場や放課後に子どもたちが安心して過ごすことができる場を提供しています。

・放課後児童クラブ

対象 小学1～4年生

問合せ 福祉課

・放課後子ども教室

対象 小学1～6年生

問合せ 教育委員会事務局

4 中学部活動費の助成

教育委員会事務局：0295-79-0170

部活の遠征費等を助成します。



6 県立大子清流高等学校に給食を提供

教育委員会事務局：0295-72-0649

大子清流高等学校の希望者に学校給食を提供しています。



5 英語技能検定試験費用を助成

教育委員会事務局：0295-79-0170

中学生の実用英語技能検定の受験料及びテキストの購入の費用を助成しています。

7 教育ローン助成で就学を支援

まちづくり課：0295-72-1131

大学等の進学で教育ローンを借りた方に対し、卒業後に大子町に定住することを条件に最大100万円を助成しています。



健康福祉

健康づくり

1 健康づくりポイント

健康増進課：0295-72-6611

健康づくりと運動習慣の定着を推進するため、満 20 歳以上で太子町に住所のある方を対象に、健康づくりポイント事業を行っています。詳しくは、お問い合わせください。



2 健康に関する講座

健康増進課：0295-72-6611

運動や食生活に関する各種講座等を開催しています。高血圧・肥満・糖尿病等の予防、食育、介護予防のための食事等、いつまでも健康でいきいきと暮らせるように健康づくりに取り組みましょう。各種団体や少人数のグループ等の要望に応じて出張での講座も開催します。詳しくは、健康増進課へお問い合わせください。

3 シルバー人材センターへの入会

シルバー人材センター：0295-79-1222

シルバー人材センターは、町内に居住する高齢者の臨時的かつ短期的な就業の機会の確保を通じて、高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力をいかした活力ある地域づくりを目的としています。

【入会手続】

太子町に住む、原則として 60 歳以上の方で働く意欲のある健康な方であれば入会可能です。太子町シルバー人材センターへご連絡ください。

【会費】

年間 1,500 円

【就業】

あらかじめ希望する仕事を登録し、シルバー人材センターから連絡を受けた仕事に従事できます。働いた仕事の報酬は「配分金」として、シルバー人材センターから支払われます。

福祉介護

4 介護保険サービス

福祉課：0295-72-1135

地域包括支援センター：0295-72-1175



介護保健サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。要介護認定では、介護保険のサービスが必要かどうか、また必要な場合には要介護状態区分を決めます。その区分に応じ、地域包括支援センター担当者やケアマネージャーと相談しながら受けるサービスを決め、作成されたケアプランに基づいてサービスを受けていきます。詳しくは、福祉課高齢介護担当又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

5 緊急通報システム

福祉課：0295-72-1135



65 歳以上の一人暮らしの方や病弱な高齢者のみの世帯のうち希望する方に、緊急時、太子町消防本部につながる機器を設置します。

※負担金が発生する場合があります。

6 太子町みまもりサービス

福祉課：0295-72-1135

75 歳以上の一人暮らしで希望する方に、訪問や電話による安否確認を行い、ご家族にその結果をご連絡します。



7 タクシー利用助成

まちづくり課：0295-72-1131

自動車を保有していない又は運転をしなくなった（免許等を返還した）高齢者や障がい者等を対象に、タクシーの利用金を助成する券を交付します。



8 在宅医療・介護連携ガイド

地域包括支援センター：0295-72-1175

太子町等が行っている在宅医療、介護保険サービス、福祉サービス等をまとめたリーフレット等を地域包括支援センターなどで配布しています。より様々なサービスについてお知りになりたい場合はご相談ください。



9 太子町社会福祉協議会

太子町社会福祉協議会：0295-72-2005

太子町社会福祉協議会（通称：社協）は、地域住民や社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動する民間非営利団体です。地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え協力して解決を図ることにより地域福祉の推進を目指します。住民の福祉活動の場づくり・仲間づくりなどの援助・社会福祉関係者、団体、機関との連携、福祉サービスの企画・実施などの活動を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

生涯学習

1 公民館

教育委員会事務局：0295-72-1148

中央公民館では、各種講座を開設し、健康づくりや仲間づくりの場を提供しています。講座の募集は、毎年5月頃に広報誌等でお伝えします。講座以外にも芸術祭や映画の上映など各種催しを開催しています。また、町内には、文化芸術やスポーツ団体が多数あり活動を行っています。公民館の各施設は、各種団体等の会議等に提供しています。

詳しくは、生涯学習担当へお問い合わせください。

【公民館施設一覧】

講堂、研修室、調理室、音楽練習館

2 文化財

教育委員会事務局：0295-72-1148

大子町には、遺跡や城跡など埋蔵文化財が点在しています。個人の土地であっても造成や工事をする前に、その土地が埋蔵文化財の包蔵地（遺跡・城跡）であるか教育委員会へ確認をお願いします。また、袋田・生瀬地区においては、国・県指定名勝「袋田の滝」の指定範囲の確認をお願いします。

4 コミュニティ施設

教育委員会事務局：0295-72-1148

地域住民の交流の場や行政との協働のまちづくりを図るため町内8か所にコミュニティセンターを設置しています。利用案内等については各コミュニティセンターにお問い合わせください。

【コミュニティ施設一覧】

依上コミュニティセンター	(0295-72-8049 下金沢 208-3)
佐原コミュニティセンター	(0295-78-0002 左貫 3224-1)
黒沢コミュニティセンター	(0295-77-0135 町付 910-1)
宮川コミュニティセンター	(0295-72-0454 川山 979-1)
生瀬コミュニティセンター	(0295-76-0101 高柴 1982)
袋田コミュニティセンター	(0295-72-3242 袋田 1923-8)
上小川コミュニティセンター	(0295-74-0002 頃藤 3445-2)
下小川コミュニティセンター	(0295-74-0102 西金 381)



3 図書館

図書館「プチ・ソフィア」：0295-72-6123

図書館「プチ・ソフィア」では、一般図書、参考図書、児童図書、紙芝居、雑誌等をそろえています。また、子どもへの読み聞かせ等のイベントも開催しています。

【開館時間】

午前10時～午後6時

【休館日】

月曜日・木曜日

【利用案内】

初めて利用する方には「図書館利用カード」を発行します。

5 スポーツ施設

教育委員会事務局：0295-72-1148

体育施設はどなたでも使用できます。使用許可申請書の提出が必要となります。

【施設一覧】

町立リフレッシュセンター

町営中央グラウンド

町営宮川グラウンド

町立柔剣道場

町営下野宮体育館

町営下野宮グラウンド



6 大子広域公園

建設課：0295-72-2611

総面積60haの広大な敷地を持つ大子広域公園は、運動場、テニスコート、温泉プール、オートキャンプ場、アスレチックなどの施設を有し県北地域のスポーツレクリエーション活動の拠点となっています。

【主要施設】

多目的運動広場、テニスコート、多目的温泉プールフォレスパ大子、オートキャンプ場グリーンヴィラ、斜面利用型アスレチック、散策路

【利用時間】

午前8:30～午後8:00(4/1～11/30の期間は午前8:30～午後9:00まで)

・広域公園管理事務所 72-5824

一部施設によって休館日や利用時間が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

・温泉プール フォレスパ大子 72-6100

・オートキャンプ場 グリーンヴィラ 79-0031



7 奥久慈憩いの森

奥久慈憩いの森：0295-76-0002

奥久慈憩いの森は、「緑を育て守ろう大地」のテーマのもとに植樹祭が行われた記念の森です。森林浴日本100選の一つに選ばれています。また、森林セラピーロードにも認定されています。毎月親子で楽しめる各種イベントも開催していますのでご利用ください。

【主要施設】

森林学習館、林業研修センター、炊飯施設、記念の森、野鳥観察施設、休憩舎、遊戯施設など

【利用時間】

4月1日～9月30日

午前8時30分～午後5時まで

10月1日～3月31日

午前9時～午後4時30分



産業

農 林 業

1 農林業者等支援

農林課：0295-72-1128

国や県等で、農林業者、農林業団体、新規就農等の方向けに支援策をまとめ情報を提供しています。詳しくは、農林課へお問い合わせいただくか、各種ホームページ等をご覧ください。

また、原材料支給、土地改良補助、遊休農地の再生、電気柵設置補助等の支援を行っています。

3 農業委員会

農業委員会事務局：0295-72-1457

農業委員会の業務は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、有効利用するための取組となります。次の場合は、必ず申請をする必要がありますので、農業委員会へご相談ください。

- ・農地の売買をする場合
- ・農地の貸し借りをする場合
- ・農地の転用をする場合
- ・農地の改良をする場合

2 有害鳥獣駆除

農林課：0295-72-1128

イノシシやカラス等による農作物被害が発生したときは、農林課にご連絡ください。捕獲許可申請の手続きを行い捕獲許可をすることになります。捕獲期間は4月1日から11月14日まで（一部除く）となります。

商 工 業

1 商店街空き店舗等活用支援事業

観光商工課：0295-72-1138

町の商店街の活性化を図るため商店街の空き店舗を活用してにぎわいを創出及び振興に資する活動を行う場合、補助金を交付しその取組を支援します。

詳しくは、お問い合わせください。

3 大子町商工会

大子町商工会：0295-72-0191

大子町商工会は、地域の総合経済団体、中小企業の指導団体、大子町の活性化に向けての積極的な応援団体として、豊かな地域づくりと商工業の発展を図るため、様々な事業（講習会やセミナー開催、青色申告・決算の指導会、資金融資制度の斡旋、創業支援等）を実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

2 創業支援ネットワーク

観光商工課：0295-72-1138
大子町商工会：0295-72-0191

町では、創業支援ネットワークを構築し、創業支援のワンストップ相談窓口を設置しています。役場、町内金融機関、関係支援機関と連携して創業希望者の抱える様々な課題について支援を行います。

詳しくは、大子町商工会又は観光商工課にお問い合わせください。

防災

防 災

1 避難所(土砂災害警戒区域・浸水区域)

総務課：0295-72-1114

大地震や台風等の影響により崖崩れや洪水の恐れがある場合、FMラジオ等で避難場所の開設のお知らせや避難勧告を行います。

避難場所の開設は、近くの幼稚園、小・中学校及び公民館などの公共施設です。町では、災害に備え各関係機関と協力して昼夜の広報体制を図ります。

また、防災情報として土砂災害警戒区域や浸水区域が指定されています。町が発行する土砂災害ハザードマップにおいて、自宅最寄の避難所や警戒区域等について必ず確認するようにしてください。

3 災害見舞金

福祉課：0295-72-1117

住居火災等の災害の被災者に対して、見舞金を支給します。

詳しくは福祉課にお問い合わせください。

5 医療機関を知りたい場合

茨城県救急医療情報コントロールセンター：029-241-4199

休日や夜間に救急対応している医療機関を探したいときは、「救急医療情報コントロールセンター」にお問い合わせください。オペレーターが、近くの医療機関を24時間体制で案内しています。また、インターネットで「茨城県救急医療情報システム」と入力すると医療機関が検索できます。

2 避難情報の種類

総務課：0295-72-1114

【避難準備・高齢者等避難開始】

体の不自由な人、お年寄りや子ども、その他要支援者は避難を開始してください。その他の人は避難の準備をしてください。

【避難勧告】

速やかに避難場所へ避難をしてください。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難してください。

【避難指示】

緊急に避難場所へ避難してください。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難してください。

4 罹災証明書

消防本部：0295-72-0119
税務課：0295-72-1116

火災に伴う罹災証明書が必要な場合は、消防本部予防課にお問い合わせください。

また、地震や水害など、火災以外による証明書については税務課へお問い合わせください。

6 消防団

消防本部：0295-72-0119

大子町では、町民の皆さんを災害から守るために、消防団を中核とした地域防災体制の充実強化の取り組みを推進しています。地域防災の担い手として消防団に入団を希望される方は、消防本部消防課にお問い合わせください。

相談窓口

相談窓口

1 各種相談

相談内容	相談窓口	連絡先
健康に関すること	健康増進課（保健センター内）	0295-72-6611
不安や悩み等ことに関する相談	健康増進課（保健センター内）	0295-72-6611
	メンタルサポートステーションきらり	0295-72-5933
	福祉課	0295-72-1117
乳幼児の健康育児相談、 成人・高齢者の健康相談	健康増進課（保健センター内）	0295-72-6611
高齢者の総合相談	地域包括支援センター	0295-72-1175
障がいに関する相談	福祉課	0295-72-1117
生活保護に関する相談	福祉課	0295-72-1117
消費者問題	消費生活センター（観光商工課）	0295-72-1124
法律相談	消費生活センター（観光商工課）	0295-72-1124
児童生徒の教育等に関する相談	教育支援センター	0295-74-1126
日常生活の困りごと、 悩みごとの相談	社会福祉協議会	0295-72-2005
人権に関する相談	総務課	0295-72-1113
行政に関する要望	総務課	0295-72-1113
こころの健康や精神面の 病気にすること	茨城県常陸大宮保健所保健指導課	0295-55-8424
巡回労働相談	常陸大宮公共職業安定所	0295-52-3185
	県北地区就職支援センター	0294-80-3366

連絡先

連絡先

1 町施設

大子町役場代表		大子866	0295-72-1111
総務課	総務担当	大子866	0295-72-1114
	秘書職員担当	大子866	0295-72-1113
まちづくり課	まちづくり担当	大子866	0295-72-1131
財政課	財政担当	大子866	0295-72-1119
	契約管財担当	大子866	
税務課	町税担当	大子866	0295-72-1116
	収納対策室	大子866	
農林課	農林担当	大子866	0295-72-1128
	鳥獣被害対策室	大子866	0295-72-1128
	地籍担当	大子866	0295-76-8110
	農業委員会事務局	大子866	0295-72-1457
観光商工課	観光商工担当	大子866	0295-72-1138
建設課	建設担当	大子866	0295-72-2611
福祉課	社会福祉担当	大子866	0295-72-1117
	高齢介護担当	大子866	0295-72-1135
	地域包括支援センター	大子866	0295-72-1175
健康増進課	健康増進担当	大子1846	0295-72-6611
生活環境課	生活環境担当	大子866	0295-76-8802
	環境センター	袋田2464	0295-72-3042
	衛生センター	南田気356	0295-72-3076
町民課	町民担当	大子866	0295-72-1112
	国保年金担当	大子866	0295-76-8125
会計課	会計担当	大子866	0295-72-1118
議会事務局		大子866	0295-72-1115
教育委員会事務局	学校教育担当	池田2669	0295-79-0170
	指導室	池田2669	0295-79-0170
	生涯学習担当	池田2669	0295-72-1148
	国体推進室	池田2669	0295-72-1148
	学校給食センター	川山144-2	0295-72-0649
水道課	業務担当	下野宮98-1	0295-72-2221
	施設担当	下野宮98-1	
消防本部	消防課	池田2626	0295-72-0119
	警防課	池田2626	
	予防課	池田2626	
	消防署	池田2626	
地域おこし協力隊事務所		大子635-1	0295-76-8123

2 文化施設

文化福祉会館まいん	大子722-1	0295-72-2005
中央公民館	池田2669	0295-72-1148
リフレッシュセンター	池田2669	0295-72-1149
図書館プチ・ソフィア	池田2716-2	0295-72-6123
依上コミュニティセンター	下金沢208-3	0295-72-8049
佐原コミュニティセンター	左貴3224-1	0295-78-0002
黒沢コミュニティセンター	町付910-1	0295-77-0135
宮川コミュニティセンター	川山979-1	0295-72-0454
生瀬コミュニティセンター	高柴1982	0295-76-0101
袋田コミュニティセンター	袋田1923-8	0295-72-3242
上小川コミュニティセンター	頃藤3445-2	0295-74-0002
下小川コミュニティセンター	西金381	0295-74-0102

3 学校等

大子幼稚園	大子442	0295-72-0627
私立だいが保育園	大子554-2	0295-72-0345
私立池田保育園	池田1806	0295-72-2295
頃藤保育所	頃藤3701	0295-74-0203
小生瀬保育所	小生瀬4045	0295-76-0019
西保育所	芦野倉401	0295-72-8383
だいが小学校	大子460	0295-72-0044
依上小学校	下金沢217-1	0295-72-8549
袋田小学校	袋田1457-1	0295-72-3218
黒沢小学校	町付1543	0295-77-0549
さはら小学校	左貴1990-3	0295-78-0009
上小川小学校	頃藤5017-2	0295-74-0029
生瀬小学校	高柴1974	0295-76-0004
大子中学校	池田1648	0295-72-0158
大子西中学校	芦野倉733	0295-72-9035
南中学校	頃藤3708	0295-74-0024
生瀬中学校	内大野2963-1	0295-76-0006
大子清流高等学校	大子224	0295-72-0079

4 医療機関等

久保田病院	大子799	0295-72-0023
慈泉堂病院	大子856-1	0295-72-1550
袋田病院	北田気76	0295-72-2371
保内郷メディカルクリニック	大子824	0295-72-0179
岩佐医院	大子1828-7	0295-72-0975
吉成医院	大子813-1	0295-72-0555
神賀歯科医院	頃藤5115	0295-74-0012
斉藤歯科医院	大子715	0295-72-5582
すずき歯科医院	池田1229-4	0295-72-5518
中井歯科医院	大子755	0295-72-0129
中井歯科クリニック	池田1554-3	0295-72-1800
堀江歯科医院	大子650	0295-72-0316
わかまつ歯科医院	大子619	0295-79-0061

5 その他

大子町商工会	池田2732-3	0295-72-0191
大子町観光協会	大子722-4	0295-72-0285
大子町振興公社	池田2830-1	0295-72-6117
大子町社会福祉協議会	大子722-1	0295-72-2005
大子町特産品流通公社	大子636-1	0295-76-8220
茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所	大子1834-1	0295-72-1713
茨城森林管理署大子森林事務所	大子533-1	0295-72-0611
大子町森林組合	川山897	0295-72-0647
茨城みどり農業協同組合大子支店	池田1267-1	0295-72-1190
大子温泉保養センター森林の温泉	矢田15-12	0295-72-3200
大子広域公園	浅川2921	0295-72-5824
フォレスパ大子	浅川2921	0295-72-6100
オートキャンプ場グリーンヴィラ	矢田15-1	0295-79-0031
道の駅奥久慈だいが	池田2830-1	0295-72-6111
大子おやき学校	横野地2469	0295-78-0500
奥久慈茶の里公園	左貴1920	0295-78-0511
袋田観瀑施設管理事務所	袋田3-19	0295-72-4036
消費生活センター	大子866	0295-72-1124



大子町

〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子 866

TEL.0295-72-1111 (代) FAX.0295-72-1167

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp>